

銚子市ゼロカーボンシティ推進協議会の概要

- 1 附属機関の名称（条例別表第1）
銚子市ゼロカーボンシティ推進協議会
- 2 担当事務（条例別表第1）
 - (1) ゼロカーボンビジョンの策定及び変更に関する事
 - (2) 脱炭素によるまちづくりの推進のための施策に関する事
- 3 委員の定数（条例別表第1）
20人以内
- 4 委員の構成（条例別表第1）
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 公共的団体等を代表する者
 - (3) 事業者を代表する者
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 5 委員の任期（条例別表第1）
2年
- 6 委員長及び副委員長（条例第5条）
会長及び副会長を各1人置く（委員の互選により選出）。
- 7 会議（条例第6条）
 - (1) 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
 - (2) 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (4) 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 会議公開の原則（規則第3条）
附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。
 - (1) 法令又は条例若しくは他の規則の規定により、会議が非公開とされている場合
 - (2) 銚子市情報公開条例に規定する不開示情報を含む内容について審査等を行う場合
 - (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合
- 9 会議の公開又は非公開の決定（規則第4条）
会議の公開又は非公開は、会長が推進協議会に諮って決定するものとする。

条例：銚子市附属機関の設置等に関する条例

規則：銚子市附属機関の会議等に関する規則